

リカバリー・パレード関西実行委員会の規約

第1条 名称：この団体は「リカバリー・パレード関西実行委員会」とする。

第2条 所在地：この団体を次の所在地に置く。

京都府木津川市木津内田山 117 木津川ダルク内

第3条 目的：

この団体は依存症、精神障害、生きづらさの病気・困難は回復が可能です。そして、回復している本人、家族、友人、医療等の関係者、一般の賛同者たちで集まり、回復を喜び祝うパレードを行い、一般の人たちに回復の姿をアピールする祭典を行うことです

第4条 構成員：

この団体の構成員は回復の当事者本人、家族・友人、専門家・援助者・治療者等の関係者、本活動の主旨に賛同する団体や個人をもって組織する。

第5条 役員：この団体は次の役員を置く。

- ・委員長 1名 加藤 武士
- ・副委員長 2名 麻生 克郎、浅井 登
- ・会計 1名 出原 和宏

第6条 運営：

団体は目的を達成するために随時会議を開いて審議し、その議事は過半数の同意をもって決定する。

第7条 財務：

活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けられるものとする。口座を開設して、その管理は会計担当者が行うものとする。

第8条 改正：この規約は構成員の過半数の同意をもって改正するものとする。

第9条 設立年月日：本会の設立年月日は 2015 年 9 月 13 日とする。

第10条 規約施行日：本会則は 2015 年 10 月 25 日とする。

第11条 会計期間：本会の会計期間を 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日とする。会計期間終了後に会計報告を行うこととする。

【付則】

第 5 条 役員

第 5 条項の変更を、平成 29 年 1 月 29 日より実施する。

第 11 条 会計期間

第 11 条の条項追加を、平成 29 年 5 月 6 日より実施する。

第 2 条 所在地

第 2 条の所在地の変更を、令和 2 年 1 月 19 日より実施する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

令和 2 年 4 月 1 日
委員長 加藤 武士